

日本産酒類商談会 in パリ

世界的な食トレンドの発信地であるフランスにおいても日本酒の人気は高まっており、フランス向けの日本酒輸出額は過去3年で約2倍と急成長しています。また、日EUの経済連携協定（EPA）が本年2月に発効し、EU側の日本酒関税撤廃や単式蒸留焼酎の容量規制緩和など市場アクセスも改善しています。ジェトロはこの機会を捉え、フランスにおける日本酒をはじめとする日本産酒類のさらなる普及にむけて、フランス・パリで酒類に特化した商談会を実施します。ご関心のある事業者様は、是非この機会をご活用ください。

■ 商談会概要

主催：	日本貿易振興機構（ジェトロ） ※農林水産省補助事業
日程・場所：	2019年7月11日（木）パリ市内 ※詳細はスケジュールをご参照下さい。
募集対象：	日本産酒類を取り扱う企業（蔵元、商社等）
出品対象：	日本酒をはじめとする日本産酒類（焼酎・泡盛を含む）
募集定員：	15社程度 ※最低催行社数：10社
商談相手：	フランスの輸入業者、小売業者（カーヴィスト）、レストラン関係者（オーナー、シェフ、ソムリエ）、バー関係者（オーナー、バーテンダー）等
商談形式：	バイヤー回遊型
申込方法：	本書の「 ご参加にあたっての留意事項 」を必ずお読みの上、 2019年6月4日（火）12:00までに、「申し込み方法」 に沿って必要なお手続きを完了ください。参加の可否は 2019年6月10日（月）（予定） までにジェトロよりお申込者に対して、直接メールにてご連絡します。
応募ページ：	https://www.jetro.go.jp/events/parisshodan.html
申込締切：	2019年6月4日（火）12:00まで

ポイント1：

商談会参加にあたり、参加費・通訳費（日・仏）は無料です！

ポイント2：

現地のバイヤー（卸・小売・飲食）と効率的に商談できます！

日本産酒類商談会 in パリ

■対象商品について

対象：フランスへ輸出可能な、日本酒をはじめとする日本産酒類

<留意点>

フランスでは、食品に接触するすべての包装容器などについてビスフェノールA（BPA）の使用が禁止されていますので、該当商品は出品対象外とします。特に日本酒のキャップにはBPAが使用されていることがあるため、ご注意ください。

<有望商品>

- ・国際的な酒類コンクール等の受賞酒
（フランスのKura Master、英国のInternational Wine Challengeなど）
- ・日本酒（スパークリング、純米酒、吟醸酒、300mlなどのミニボトル商品）

■スケジュール

※スケジュールは変更される可能性がございますので、ご了承ください

日程	曜日	時間	内容	場所
7月11日	木	午後	・ 事前オリエンテーション&現地概況説明 ・ 日本産酒類商談会 in パリ	パリ市内のホテル（予定）

■申し込み方法

以下の2段階のお手続きを締切日時までに完了ください。

1. イベント 申し込み

ステップ 1

以下のイベント申し込みページにアクセスし、イベントへご登録ください。
イベント申し込みページ：

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0053779H>

※初めてご利用の方は、お客様情報の登録が必要です。

⇒ 入力完了後、メールが配信されますので、**ステップ2**へお進みください。

2. 企業情 報・商品情 報入力

ステップ 2 【締切日時：6月4日（火）12：00】

①以下のURLから商品情報シートをダウンロードし、必要事項をご記入頂いたものを
予めご準備願います。

<https://www5.jetro.go.jp/newsletter/afe/2019/商品情報シート.xlsx>

②ジェトロHPの以下の応募ページにアクセスし、フォームに必要情報をご入
力下さい。フォームの最後に、記入済みの上記①商品情報シートを添付いただきます。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afe/parisshodankai>

⇒ 登録後に確認の電子メールが送付されます。（出品の承諾ではございませんのでご注意下さい。）

お申込み完了

（参加の可否は、2019年6月10日（月）までにジェトロよりお申込者に対して、直接メールにてご連絡する予定です）

日本産酒類商談会 in パリ

■ 選考方法

- ・ 提出頂いた「企業・商品情報」をもとに、下記の「審査の基準」に則しジェットロにて審査を行います。なお、結果の詳細は回答できかねますので、予めご了承ください。

ご参加の条件

以下の条件を必ずご一読のうえ、お申込ください。以下の条件を満たしていない場合は、お申込いただいても出品をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

① 出品物の要件

- フランスで販売可能な日本産酒類であること。
※ビスフェノールA（BPA）を使用した容器の商品は不可。

② 出品者の要件

- 出品目的が取引先の発掘・継続取引であること。（プロモーションや調査のみではない）
- 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者がいること。当該事業の会期中、**商談に対応可能（諸条件の提示等）な担当者が常駐すること。**
- 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
- 英語（仏語がより好ましい）で記載された商談用の資料（※企業情報、商品情報（価格含む）。）を既に揃えており、ジェットロが求めた際は速やかに提出することに同意していること。もしくは会期までに揃えジェットロに提出することを同意していること。

③ 規定の遵守

- ジェットロが成果把握の為に会期中アンケート、フォローアップアンケート等に協力することに同意していること。
 - 事業案内書の内容、条件に同意していること。
 - 過去2年間、ジャパンパビリオン／海外商談会に参加した際にジェットロが定めた規則に違反していないこと。
- ※アンケート・調査については、本事業の成果把握や、今後の事業計画の策定等における基礎資料となりますので、必ずご協力下さい。

（参考）審査の項目

1. 当該事業で定める有望商品に合致するか
2. 出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか
3. 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か
4. 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目的・出品に向けた取組み）
5. 応募者の認証取得等
6. 応募者の商流
7. 前年度の参加事業における成約実績
8. 日本で登記している事業者か
9. 「戦略的輸出拡大サポート事業」のうち輸出プロモーターによる支援対象企業か
10. 過去のジャパンパビリオン/海外商談会におけるルールの遵守状況

※募集定員を超えない場合でも商品のラベル表示・商標が日本国内の関連法規に抵触している場合や、出品がふさわしくないと考えられる際にはご参加をお断りすることもございます。

日本産酒類商談会 in パリ

■費用等について

- ・ 本商談会は「**現地集合、現地解散**」型です。

（現地への往復航空チケット、宿泊ホテル等は各自手配の上、ご自身でご移動願います。商談会場が決まり次第、出品者の皆様にご案内します。）

ジェトロが提供するサービス

- ・ 商談会を実施する経費（会場費、試飲用グラス、共用設備、レンタル料）
※試飲に係る消耗品の準備は各社にて必ずご準備願います。
- ・ 通訳手配および通訳に係る経費（日本語⇄仏語）
- ・ 来場バイヤー向け広報資料の作成
- ・ バイヤー誘致活動（来場バイヤー向け本商談会の案内状作成、発送等）
- ・ 情報提供（現地の日本食市場や商談会の効果的な活用方法等についての情報提供）
- ・ ジェトロによる貿易相談

ジェトロが提供するサービスに含まれないもの

上記サービス以外に係る経費は、出品者にご負担いただきます。主なものは次のとおりです。

- ・ 輸送に要する経費
 - 輸出梱包及び商談会会場までの通関・輸送費
 - 商談会終了後、出品物の処理（還送・転送等）
 - 出品物に係わる輸入税、通関費用、その他公租公課、輸送保険料
- ・ 社員等の派遣に要する経費（渡航費、宿泊費、移動に伴う交通費、食事代等）
- ・ 商談に使用する出品物の試飲に係る費用、消耗品
- ・ 出品物及び自社ブースに持ち込む出品者所有物に係る本商談会参加期間中の盗難保険料
- ・ 海外旅行保険及び賠償責任保険

日本産酒類商談会 in パリ

■ご参加にあたっての留意事項

- ・ 本商談会は、フランスへの販路拡大に関心をお持ちの蔵元等のご参加とします。なお、見学のみあるいは商品出品のみのご参加はできかねますので、ご遠慮ください。
- ・ また、以下の条件に合わない場合やお申込み頂いた内容が本事業の趣旨にそぐわないと考えられる場合は、内容確認したうえで、ご参加をお断りする場合がございます。

商談会に関して

- ・ 本商談会における実際の商談・取引は、お客様の判断と責任で行って頂きます。万一お客様が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。
- ・ 参加者に基礎知識を習得していただくためのセミナー等を実施しておりますので、ご活用ください。
【平成31(2019)年度農林水産物・食品分野出展海外見本市、海外商談会、国内商談会、セミナーの計画】
https://www.jetro.go.jp/industry/foods/foods_schedule.html
- ・ 商談会へ招致するバイヤー（卸売、小売、外食、流通業者等）はジェトロが広くお声かけし、バイヤーが自由に日本企業と商談する形式のため、特定のバイヤーの来場の有無、来場時間をお伝えすることができません。また参加企業間で商談件数が異なること予めご理解願います。また、特定バイヤーとの商談希望がある場合は、申込フォームにご記入下さい。なお、ご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。
- ・ ジェトロは、商談会において、ご希望に応じて通訳を準備します。なお、この通訳は日本語・仏語ですが、ビジネスの仲介に責任を持つものではありません。
- ・ 会場全体の基本的構成、会場内でのブース位置は出品内容によりジェトロにて決定させていただきますので、あらかじめご承知置きください。

サンプル品の持込み

- ・ **商談時に使用するサンプル品については、参加者の責任の下、現地へ輸送頂くことになります。**
- ・ なお、輸送業者を使用せず、EMSでサンプル商品を送付した場合、税関で指し止めされるケースがございます。税関での受け取り制限が発生した場合は、お客様の自己責任にて引取りをお願いしております。ジェトロおよび商談会会場ともに一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- ・ 日本産農林水産物・食品に対する食品の輸入に関する規制が設けられています。場合によっては、必要書類をご準備頂く必要がありますので、ご注意下さい。なお、具体的なご質問等ございましたら、輸出・輸送業者、またはジェトロ本部輸出相談窓口へご相談ください。
(ジェトロ 農林水産・食品輸出相談窓口 TEL：03-3582-5646)
- ・ ジェトロでは、特定の輸送・通関業者を指定していませんので、各社がご自身で選定し、直接手続き、お取引いただき、商談会当日に商品サンプルをご準備いただけるよう、ご調整下さい。遂行して持参していただくこともできますが、参加するイベントのバイヤー数等に留意ください。輸送通関費用は、必ず事前の見積り入手をお勧めします。また、商品の日持ち、検疫等には、十分ご配慮の上、お早めにご準備下さい（現地の情勢、輸入規制等によっては、サンプルが持ち込めない場合がございます）。また、商談会終了後の出品物は、自己責任にて廃棄、もしくは還送をお願いします。

農林水産物・食品輸出協力企業について

- ・ ジェトロが一定基準を設け公募によって収集した、農林水産物・食品の輸出を行う商社・貿易会社・船社（船舶代理店）・航空会社（航空代理店）・輸送会社・物流会社・海貨会社・フォワーダー・輸出梱包サービス会社・保険会社のリストを掲載しておりますので、ご活用ください。
https://www.jetro.go.jp/industry/foods/trading_company_list.html

日本産酒類商談会 in パリ

■ご参加にあたっての留意事項（つづき）

輸入制度

お申し込みの前に必ずご確認ください。 出品商品についてはジェットロで事前審査し、輸出が困難と判断された場合は、一旦参加可のご連絡を差し上げた後であっても参加をご遠慮頂くことがございますのでご確認ください。

フランスの現地輸入規則、輸入手続き

アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き: <https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-061109.html>
・ EU <https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-031019.html>
・ フランス

免責

- ・ 天災、交通機関の乱れ、現地の政情その他ジェットロの責任に帰する事のできない事由により商談会又は関連事業の一部、又は全部を中止せざるを得ない場合は、ジェットロは参加申込み受領後であっても、当スケジュールの一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、参加者がお支払い頂いた航空券代等のキャンセル料その他の経費・損害をジェットロが補填することは致しかねます。
- ・ 予定しているスケジュール期間内およびその前後を通じて発生した傷病、事故等のいかなる損害についても、ジェットロは一切の責任を負いかねます。不測の事態に備え、渡航に際しましては参加者ご自身の責任により、旅行保険等に個々にご加入頂きますようお願い致します。
- ・ 商談会会場で生じた出品者所有物等の盗難については、ジェットロは一切責任を負いません。高価な出品物、自社ブースに持ち込むパソコン、デジタルカメラ等の出品者所有物には商談会期間中の盗難保険を付保されることをお勧めします。
- ・ 「申し込みフォーム」の内容に虚偽の記載をした場合は、申込を無効とすると同時に、本商談会のご出品をお断りします。
- ・ 相応の理由なしに出品キャンセルされた場合や、実績報告書・アンケート・調査へご協力いただけない場合には、今後ジェットロが実施する事業の選定等において考慮されることとなります。
- ・ ご提供頂いた個人情報、事業実施のため、委託業者、現地バイヤー等の事業関係者に提供する場合がございます。また、本商談会に関するプレスリリース、ジェットロホームページ等において、企業情報や出品物の情報等が公開される場合がございます。あらかじめご了承ください。

本商談会についてのお問い合わせ先

ジェットロ 農林水産・食品部 加工食品・酒類支援課 担当：大岩、田中、内田、濱田
(TEL) 03-3582-8350 (FAX) 03-3582-7378 (E-mail) AFE_event@jetro.go.jp

フランスへの輸出に関する規制関連のお問い合わせ先

農林水産物・食品輸出相談窓口

TEL：03-3582-5646 <受付時間> 平日9時～12時/13時～17時（祝祭日・年末年始を除く）
最寄りのジェットロでもご相談を受け付けています。

（国内事務所一覧）<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>